

2020年1月

2019年会社法改正のポイント（その①）

— 改正の概要

改正会社法が、2019年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。

改正会社法の原則的な施行日は、公布日から1年6か月以内ですが、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止の施行日は、公布日から3年6か月以内とされました。

本ニューズレターでは、改正会社法によって、具体的にどのような点が改正されたのか、そのポイントを解説いたします。

今後のニューズレターにおいては、以下のとおり、個別の改正点を解説いたします。

- 【その①】 改正の概要（本ニューズレター）
- 【その②】 各論(1) 株主総会関係
- 【その③】 各論(2) 役員関係
- 【その④】 各論(3) 株式交付・その他

1 改正のねらい

会社法は、2014年に大きく改正がなされましたが、その際に、改正の施行後2年後を目途に、社外取締役の選任状況や、社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の在り方について検討を行い、社外取締役の設置義務化等の所要の措置を講ずるものとされていました（2014年改正会社法附則25条）。

本改正は、その検討を踏まえたものであり、また、コーポレートガバナンス・コードの施行等の流れも受け、主に上場会社の「コーポレート・ガバナンス

の強化」が大きな改正の目玉となっています。

もともと、本改正の目的はコーポレート・ガバナンスの強化以外にも及んでおり、その改正項目は、下記に述べる通り、多岐に及んでいます。

2 本改正の主な内容

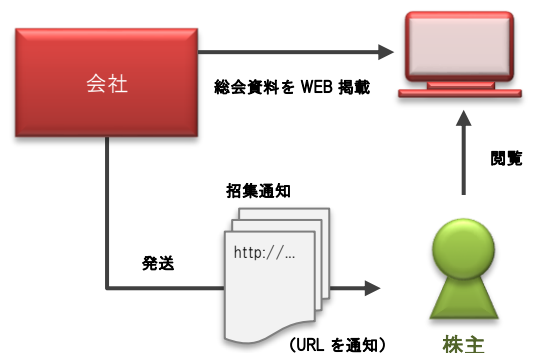
本改正は、株主総会資料の電子提供制度や、株主提案権の濫用の制限を内容とする株主総会関係の規律、役員報酬、D&O保険、社外取締役の活用等を内容とする役員関係の規律を主な内容としています。その他、株式交付や社債管理補助者等の制度も創設されました。

その概要は、次の通りです。

【本改正の概要】

株主総会関係

- ✓ 株主総会資料の電子提供制度
 - 株主総会の招集手続において、参考書類、議決権行使書面、事業報告及び（連結）計算書類を株主に書面で提供せず、会社のウェブサイトに掲載し、ウェブサイトのURLを記載した招集通知を株主に発送することで足りることとする制度が導入されました。



【本号監修・執筆者（弁護士）】

- 渡辺 徹 (twatanabe@kitahama.or.jp)
- 谷口 明史 (ataniguchi@kitahama.or.jp)
- 細井 南見 (mhosoi@kitahama.or.jp)
- 野口 智之 (tnoguchi@kitahama.or.jp)

本ニューズレターは法的助言を目的とするのではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

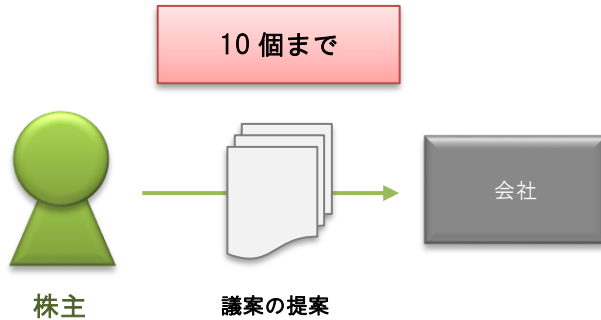
〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp>

- ✓ 濫用的な株主提案権行使の制限
 - 議案要領通知請求権を行使して、提案することができる議案の数が10個に制限されます。これにより、特定の株主が膨大な数の議案を提出して、株主総会の機能を阻害する事態を防ぐことができるようになりました。



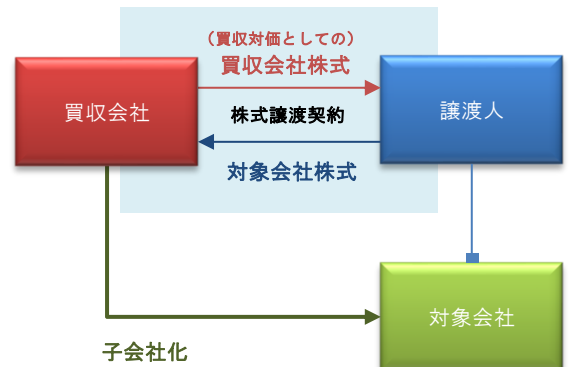
役員関係

- ✓ 取締役の報酬等
 - これまで、取締役の報酬規制は、「お手盛り防止」を中心に論じられてきましたが、取締役の報酬は、より積極的に、取締役にインセンティブを与える機能を持つべきとする観点から、エクイティ報酬を与える際の株主総会の決議に関する規定が設けられました。他方、取締役の報酬規制は取締役を監督するものとしても位置づけようという観点から、報酬等の決定方針の決定の義務付けに関する規定、報酬等に関する事業報告による情報開示の充実にに関する規定が設けられました。
- ✓ 補償契約・役員等責任賠償保険（D&O保険）
 - 国際的な役員就任環境を整備して、グローバルな観点から優秀な人材を確保する観点から、補償契約(会社が役員等の職務執行に関して発生した費用や損失を負担する契約)や、D&O保険（役員等の職務執行に関して生ずる損害を填補するための、役員を被保険者、会社を保険契約者とする保険）について、その手続、内容、開示等についての規定が設けられました。
- ✓ 社外取締役の活用等
 - 公開会社、大会社、監査役会設置会社であって、かつ有価証券報告書提出義務を負う株式会社は、社外取締役の設置が義務化されるこ

とになりました。
また、MBOのように、会社と取締役の利益が相反する際に、社外取締役がMBOを行う取締役と交渉を行っても、社外取締役の要件を欠く事態とならないことを明確にするために、セーフ・ハーバー・ルールとして、会社の業務執行を社外取締役へ委託するための規定が設けられました。

株式交付・その他

- ✓ 株式交付
 - 買収会社を対象会社をその子会社とするために、対象会社の株主からその株式を譲り受け、譲渡人に対して買収会社の株式を交付するという、M&Aの新たな手法が設けられました。



- ✓ 社債の管理（社債管理補助者の導入等）
 - 社債管理者は権限が広範である反面、その責任、資格要件が厳格であること等から、実務上、社債管理者設置義務のない社債の大多数は、社債管理者が設置されていませんでした。本改正は、社債権者の保護の観点から、社債管理者よりも権限を限定した「社債管理補助者」という機関を設け、最低限の社債の管理を委託することができるようになりました。

その他、以下の改正がなされています。

- ✓ 責任追及の訴えにおける和解
- ✓ 議決権行使書面の閲覧謄写請求に対する拒絶事由
- ✓ 株式併合等に関する事前開示事項
- ✓ 登記関係の見直し
- ✓ 取締役等の欠格条項の削除関係

詳細は、本ニューズレターの「その②」ないし「その④」にて解説いたします。以上